

かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「センター」という。）が実施するかわさき市民公益活動助成事業に対して補助金を交付することにより、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目指すことを目的とする。

（交付対象事業）

第2条 この補助金は、センターが実施するかわさき市民公益活動助成事業を対象とし交付する。

（交付の申請）

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載したかわさき市民公益活動助成事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金執行額一覧（第2号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助決定及び決定通知書）

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付決定通知書（第3号様式）によりセンターに通知するものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助金を一括して交付するものとする。

（補助事業等の変更）

第 6 条 センターは、補助事業等の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ変更申請書（第 4 号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に該当する軽微な変更を除く。

（1） 補助金の執行科目内の配分を変更しようとするもの。

2 市長は、前項の規定による変更を承認した場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、変更決定通知書（第 5 号様式）によりセンターに通知する。

（補助対象経費）

第 7 条 補助対象となる経費は別表のとおりとする。

（補助金の額）

第 8 条 補助金の額は、補助対象経費のうち他からの助成金収入額を除いた額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

（4） 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

（実績報告）

第 10 条 センターは、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算書に関する事項を記載した実績報告書（第 6 号様式及び同号様式別表）に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 市長は前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第13条 補助金の交付を受けたものは、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌日から5年間保管しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、センターに対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のかわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第 7 条関係） 補助対象経費

分類	費目
助成金原資	謝礼金等、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、備品費、当該事業に係る団体の運営維持費（事務所等賃借料、光熱水費、電話料金、アルバイト賃金）、役務費、各種保険料、振込手数料、その他「かわさき市民公益活動助成金審査委員会※」が必要と認める経費
事務的経費	給与手当、旅費交通費、通信運搬費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費賃借料、謝礼金等、委託料、図書資料購入費、振込手数料、研修費、会議費、減価償却費、雑費

※「かわさき市民公益活動助成金審査委員会」：センターが定める「かわさき市民公益活動助成金交付要綱」第 9 条に基づき設置される審査委員会で、助成金交付申請にかかる審査を行うもの。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度かわさき市民公益活動助成事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 名称、住所及び代表者氏名
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業費等の経費の配分及び使用方法
- 4 補助事業等の完了の予定日
- 5 交付を受けようとする補助金等の額及び算出基礎
- 6 補助金交付希望時期
- 7 添付書類
 - (1) 補助金執行額一覧(第2号様式)
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書

第2号様式

年度補助金 執行額一覽(年 月 日現在)(単位;円)

[illegible]

第3号様式

川崎市指令市市第 号

所在地

名称

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度かわさき市民公益活動助成事業補助金について、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長名

交付条件

- 1 補助金交付額については、 円を上限とします。
- 2 補助金は、他の経費に流用しないでください。
- 3 事業終了後、速やかに経費の収支決算書及び事業報告書を提出してください。
これにより、過渡しとなった補助金については返還していただくことになります。
- 4 偽り、その他不正な手続で補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還していただくことになります。
- 5 補助事業等の実施状況について報告を求められた時は、その時点での状況を回答してください。
- 6 かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱第6条第1項ただし書の「軽微な変更」は、補助金執行額一覧（第2号様式）の補助金の執行科目内の配分を変える場合とします。
- 7 補助金の交付時期は、双方協議の上、決定します。
- 8 この決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。

第4号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度かわさき市民公益活動助成事業補助金に係る変更申請書

年 月 日付け川崎市指令市市第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり補助事業等の内容（経費の配分）を変更したいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助事業等の変更後の経費の配分及び使用方法

第5号様式

川崎市指令市市第 号

所在地

名称

代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった 年度かわさき市民公益活動助成事業補助金に係る
変更については、次の条件を付けて承認します。

年 月 日

川崎市長名

1 承認内容

(変更の条件)

- 1 かわさき市民公益活動助成事業補助金交付要綱第6条第1項但書の「軽微な変更」
は、補助金執行額一覧（第2号様式）の補助金の執行科目内の配分を変える場合としま
す。

- 2 その他（ ）

(申請の取下げ)

- 1 この決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定日から起算して14日以内に申
請の取下げをすることができます。

第6号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度かわさき市民公益活動助成事業補助金に係る実績報告書

年 月 日付け川崎市指令市市第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり書類を添えて報告します。

- 1 補助事業等の実施期間
- 2 補助事業等に要した経費
- 3 補助金交付額 円
- 4 補助金執行額 円
- 5 返納金額 円
- 6 添付書類
(例 事業報告書等)

第6号様式別表

年度 かわさき市民公益活動助成事業補助金 執行額一覧（ 年 月 日現在）

単位:円

内容	予算額	決算額	比較増減額	備考
事務経費 計				
費目				
助成金 計				
費目				
事務経費・助成金 合計				

第7号様式

川 市 市 第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

様

川崎市長名

年度かわさき市民公益活動助成事業補助金の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありましたかわさき市民公益活動助成事業補助金につきまして、次のとおり補助金の額を確定いたしましたので、通知します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 3 | 過払いの補助金の返還命令額 | 円 |

（申請の取下げ）

- 1 この確定通知書の内容に不服があるときは、交付決定日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。